

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請に係る必要書類一覧表

◎この一覧表による番号順にて編綴して申請してください（ただし開始届〔番号25〕及びその添付書類は綴らず単独で〔赤文字のところ〕）

	必要（添付）書類	提出必要の有無	備考	チェック	
1	指定申請書	様式第1号	○	障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とする	□
2	指定に係る記載事項	付表	○		□
3	他の事業所又は施設の従業者と兼務する相談支援専門員について	別紙	△	付表の「従業者の職種・員数」について、他の事業所又は施設の従業者との兼務が「有」の場合に提出	□
4	定款、寄附行為及びその法人の登記事項証明書（登記簿謄本）		○	写し ※定款変更が未済の場合は、法人名による確約書（参考様式12）を提出のこと（定款は鹿児島県への事業開始届添付書類として必要であるため2部提出してください。1部は綴らずに）	□
5	運営規程		○	事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規程において主たる対象者を障害児とする旨明示すること 運営規程は、指定申請を行う事業ごとに作成すること 基準省令に定める事項が全て規定されていること	□
6	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式11	○		□
7	事業計画書		○	任意様式 ※当該相談支援事業に係る事業計画書（鹿児島県への事業開始届添付書類として必要であるため2部提出してください。1部は綴らずに）	□
8	収支予算書		○	任意様式 ※当該相談支援事業に係る収支予算書（鹿児島県への事業開始届添付書類として必要であるため2部提出してください。1部は綴らずに）	□
9	主たる対象としていない者への対応体制の根拠となる書類		△	任意様式 ※事業の主たる対象とする障害の種類等の有無が有の場合には提出のこと	□
10	医療機関や行政との連携体制の根拠となる書類		△	任意様式	□
11	計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制の根拠となる書類		○	任意様式	□
12	平面図	参考様式1	○	既存図でも可 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていること	□
13	事業所内外の写真		○	わかりやすく撮影してください	□
14	資産状況（貸借対照表・損益計算書・財産目録・備品一覧表等）	参考様式2	○	貸借対照表・損益計算書・財産目録は、法人のものを添付すること 備品一覧表は、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に係るものを記載すること	□
15	管理者及び相談支援専門員の経歴書	参考様式3	○	相談支援専門員は全員について作成のこと（鹿児島県への事業開始届添付書類として必要であるため2部提出してください。1部は綴らずに）	□
16	相談支援研修修了証の写し		○	相談支援従事者初任者研修や現任者研修の終了証の写し	□
17	実務経験証明書	参考様式4	○		□
18	実務経験見込証明書	参考様式5	○	当該事業所又は他の事業所での実務経験を通算する場合、相談支援専門員一人ごとに、証明書又は見込証明書いずれかを提出のこと	□
19	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	○		□
20	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	参考様式7	△	障害児相談支援事業のみ実施する場合は、特定相談支援事業と障害児相談支援事業を申請し、運営規定に、障害児相談支援事業のみ実施することを記載すること	□
21	指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書	参考様式8	○		□
22	指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書	参考様式9	○		□
23	役員等名簿	参考様式10	○	登記事項証明書と整合性があること	□
24	定款変更確約書	参考様式12	△	平成24年4月1日指定分の事務上の観点から、指定申請時に所要の定款変更ができていない場合は、本確約書を添付のこと	□
25	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表		○		□
26	事業開始届	県書式	○	事業開始届は鹿児島県への提出書類です。市へ提出していただき県へ送致します。	□
【指定後の変更・廃止等の書類】					
1	変更届出書	様式第2号	△		□
2	廃止・休止・再開届出書	様式第3号	△		□

- ・指定一般相談支援事業所の指定を県へ申請している場合は、参考として県へ提出した申請書の写しを添付してください。（添付書類の写しは不要）
- ・上記の書類のほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。
- ・○は提出必須書類、△は必要に応じての提出書類という意味です。